

平成 17 年度第 1 回宮城県民間非営利活動促進委員会

伊藤 N P O 活動促進室副参事兼室長補佐

ただいまから平成 17 年度第 1 回宮城県民間非営利活動促進委員会を開催いたします。本日の出欠ですが、小澤委員からは事前に欠席の連絡を受けております。また、小島委員と大森委員からは、欠席の連絡がただいま入りました。

それから、稲葉委員と木村委員、加藤委員は少々遅れるとのことです。

それでは、開会に当たりまして山田会長からごあいさつをいただきます。

山田会長

皆様には大変お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。年度の始めでなにかと大変かと思いますがよろしく申し上げます。

年度が改まりましたが、委員には異動はありませんのであらたまったあいさつは申しませんが、昨年度から促進基本計画の見直しを行ってまいりました。それから、協働マニュアルの検討もさせていただき、非常に重要な作業をしてきたかと思いますが、それもフィニッシュに至るところかと思っておりますので、引き続きよろしく申し上げます。

簡単ですがあいさつに代えさせていただきます。

伊藤 N P O 活動促進室副参事兼室長補佐

それでは、初めての方もいらっしゃるかと思っておりますので、気仙沼市長の鈴木委員がお見えになっておりますのであいさつをお願いします。

鈴木委員

今まで欠席をされていてすみませんでした。合併問題がありなかなか難しかったことや、使い込みが発生したこともあり、時間があわず大変すみませんでした。

今、隣の佐々木委員に話したのですが、気仙沼方面も地震が間もなくくるということで、先日大工さんの方々に、N P O で耐震診断をする公の組織の話をしたら、その話に乗るからという話もありましたので、あとで山田会長の御了解を得て相談しようと思っておりますのでよろしく申し上げます。

事務局

4 月 1 日付けで職員の異動がありましたので御紹介いたします。

班長の神田主幹です。佐藤主査です。浅野主事です。

それでは、引き続き山田会長に議事の進行をお願いします。

山田会長

それでは、早速議事に入ります。議事が二つ上がっていますが、まず、宮城県民間非営利活動促進基本計画の見直しについて、これまで議論してまいりましたことについて事務局から報告をいただき、御検討いただきたいと思います。

菊地NPO活動促進室主任主査

NPO活動促進室の菊地です。よろしく申し上げます。

民間非営利活動促進基本計画の見直しについて、資料1から3までについて話をしたいと思えます。

今回の基本計画の見直しにつきましては、2月4日から3月15日までパブリックコメントを実施し、今まで促進委員会で検討してきた内容について県民の方に公開し意見をいただけてきたところです。これにつきましては、皆様のお手元にある資料1を御覧いただきたいのですが、この見直し案については県のホームページのほか、県政情報センターや仙台を除く各合同庁舎県政情報コーナー、みやぎNPOプラザにおいてこの見直し案を公表し、意見を求めたところです。

このパブリックコメントでは、ホームページや文章を示すだけでなく、県内3箇所で開催も開催しております。下に表がありますが、2月4日には石巻合同庁舎。26日には一階にプラザがありますが公文書館で実施。3月5日には古川合同庁舎で説明会を開催しています。この説明会の開催にあたり、今日は大森委員が御欠席ですが、石巻では大森委員と大久保委員、仙台では藤田副会長と大久保委員、古川では大久保委員に御協力をいただいたところです。

このパブリックコメントの実施による県民からの意見の提出が、提出者数35団体等、意見数が42件ということで、御提案、御提言をいただいたところです。それをまとめたのが資料2です。今回の促進委員会につきましては、これらの意見について県の考え方を示す必要があることから、県の考え方を公表するにあたり委員の皆様にごこのような形で示してよろしいか御提案したいので、御意見をいただきたいと思えます。

ページ数は8ページです。そのうち、1・2ページは実際に説明会で出された意見です。件数が多いことからかいつまんでお話ししますが、例えば、基本計画の見直し期間ですが現行では5年を目途とし、必要に応じて見直しを行うとしていますが、5年は長いのではないかと、3年くらいのスパンでどうかという意見もありました。

また、仙台においては、活動拠点や財政的支援についての話、古川では市町村の施策関係や職員研修に県として取り組んでいただきたいという意見もありました。

3ページ以降が書面やメール等で提出された意見ですが、例えば、1にも書いているのですが、地方機関にNPO関係の施策を展開していくような部署を整備してはどうかというような意見がありました。

また、3ページの6番ですが、基本計画をマニフェスト化し、数値目標や評価期限、評価方法などを盛り込んでほしいという意見もありましたが、こちらの意見に対する県の考え方ですが、この基本計画は県内NPO活動を大局的な視点で進めていくにはどうしたらいいかということでの計画であること、具体的には、NPOの自主性・自立性を尊重しながら県としては施策を展開していく必要があるのではないかとということから、数値目標等については慎重に検討する必要があるのではないかと考えています。

ただ、ここの中で、評価方法などを盛り込んでほしいということですが、今回の見直しにつきましても実際には実態調査等を行い、それ以外にも県の施策の展開状況を検証しながら今回の見直しを行っているということもありますので、これにつきましては資料3において、見直し前は5年を目途として、必要に応じて、基本計画全体の内容を点検しながら見直しを行いますを5年を目途とし、各施策の実施状況の検証や実態調査を行い、その

結果に基づいて基本計画全体を評価しながら見直しを行いますということで、実態に即した形で表現してはどうかということで文章を訂正することを提案したいと思います。

それ以外の意見ですが、4ページの11と12も市町村の役割として意見が出てきています。これにつきましては、県としても先日作成した「行政とNPOの協働マニュアル」も各市町村に配付しています。そういったことを通じて、NPOとの協働等について啓発を進めていくなど、市町村とNPOとの協働に協力していきたいと考えています。

また、5ページ目の16ですが、これはみやぎNPOプラザの機能の話ですが、情報収集機能も重要であることから「情報収集・提供機能」としてはどうかということです。これにつきましては、資料の番号は付けていませんが、基本計画の見直し案の13ページにみやぎNPOプラザの機能の充実の項の、基盤整備機能のうち情報提供機能という部分です。ここの内容には、情報収集と提供の両方の機能が記載されていますので、16の意見につきましても御提案のとおり「情報収集・提供機能」に修正したいと考えます。

また、20は教育関係についての意見が出てきています。関連として、7ページ目の32、33も教育分野でのNPOとの協働についての意見です。

ここで、6ページ目で訂正をさせていただきます。24の県の考え方ですが、先ほど資料1で参加者の状況が記載されていますが、参加者は約100名に訂正させていただきます。

その他ですが、厳密には基本計画の内容に対する意見ではないものもありましたが、県としてはそのような意見に対しても今後の業務の参考にさせていただきたいなど、県の考え方をまとめてみました。

これらについて、皆さんから御意見をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

山田会長

ありがとうございました。

今、促進基本計画の見直しに対する県民の皆様からの御意見の結果と対応方法について御提案がありましたが、これにつきまして御意見や御質問がありましたらいただきたいと思います。

いかがでしょうか。では私から質問しますが、第5章のマニフェストや評価のところ、変更後の案が5年を目途として調査を行い、基本計画全体を評価しながら見直しを行いますとしていますが、評価もいろいろ始められていますし、今回の計画の中に具体的にマニフェスト化するというのではなくて、「評価方法を検討しながら・・・」というあたりの文言を入れてはどうかと思うのですが、いかがですか。マニフェスト化まではいかなくても、この計画をどう評価していくかという評価の方針は出してもいいと思うのですが。ただこれは、今回具体的に示せというのではなくて、ここ何年かの間に評価方法を確立するという含め、そのような文言が入ってはどうかと思いましたがいかがでしょうか。

鈴木委員

今、会長がおっしゃったのは、NPOの活動に対する評価という意味も含むのでしょうか。

山田会長

いえ。これは県の基本計画がどの程度進捗しているかということに対する評価ということですよ。

鈴木委員

それは賛成ですね。あった方がいいのではないのでしょうか。

山田会長

せっかく評価を始めようとしているわけですから、次の課題としてあってもいいかなと思っただけです。

鈴木委員

賛成です。

青山NPO活動促進室長

今の話は県の考え方においても、施策の実施状況の評価等をふまえながら見直しを行うことを盛り込みますということで資料3に示したわけです。確かに評価しなければならないのはそのとおりですが、手法についてはこちらとしてもまだまだ手探りの部分があるのは事実なので、盛り込み方については検討したいと思います。

山田会長

では、その部分については検討していただくとして、他にはいかがでしょうか。

藤田副会長

感想なんですけど、県民の方々から寄せられた意見を読んでも、基本計画についてはそんなに意見があるわけではなくて、それよりももっとNPO団体から自分たちの活動を理解してほしい、特に行政職員の方々がNPO活動を理解してほしいという声をすごく感じました。それから、県と地方自治体との温度差が大きいということ。もっともっと地方の出先機関なりにNPOを支援する部署があったらいいのではないかという声が出ています。それで、基本計画はこれでいいかもしれませんが、もっと具体的に、その計画が実行に移されるような、それは先ほどの山田会長の評価の話に結びつくかもしれませんが、実際計画どおりに進められているのか、そのへんを見守っていきたいというところがあるのではないのでしょうか。

とにかくここでは、NPOがまだまだ理解されていないので、もう少し職員にも、それから一般県民にも周知徹底を図ってほしいということだったのかなと私は感じました。

山田会長

ありがとうございます。私も同感で、この計画自体はこのような提案で良いと思いますが、いくつか御意見を伺っていますと感ずるところがあります。私も述べさせていただきたいと思いますが、みやぎNPOプラザのことにしても促進基本計画のことにしても、あまりよく知られていないが故の御発言が結構あるかなという気がします。ですから、もう少し宮城県におけるNPO施策に対する広報というか、常に県民にどういう活動をどう

という方針で取り組んでいるかを述べていく機会がもっとないと、いくらいろいろ作っても伝わっていかないところがありますので、スポークスマンを用意するというわけではないのですが、あまりコストのかからない方法でもっと知っていただくということが大事なかなと思ったのが一点です。

もう一つは、やはり皆さんがおっしゃっている内容は、市町村が前面に立ってやっていかなければならないものがかなりあるような気がするんですね。これは県のやることではないだろうというようなことがあるような気がしますので、計画書に盛り込まれているのでいいかと思いますが、市町村が前向きにNPOに取り組むインセンティブというか環境づくりをもっとしていかなければいけないのかなという感想を持ちました。藤田委員の御意見と併せて付け加えさせていただきます。

渡邊環境生活部次長

パブリックコメントに対して受動でありますとなかなか県民からの御意見は集まってこないのが現実ですが、3回の説明会ではありましたがそういう場で、また、紙面を通してこれだけの御意見が集まったというのはなかなかかなと思っております。

ただ、全体として、基本計画に反映すべきものは二つしかなくて、それ以外のものはすべてこちらの情報提供不足からくるものだとして理解しておりますので、今の御指摘はまことにごもつともだと思っております。

県民に対して、もっと基本計画や施策、プラザの活用方法の広報を充実せよということは、今後の課題として受け止めさせていただきます。

職員に関しましては、新任職員に公務研修所で座学の研修を今年度から実施いたしましたし、みやぎNPOプラザにも足をのばしてもらい知ってもらうということをしました。それから、班長クラスの職員に全部局ごとに研修をするということを徹底することを現在検討しています。

前にも申し上げましたが、座学だけではダメだという御指摘がたびたびございますので、NPO側にも受け入れていただき、1日くらいのインターンシップを、これもそんなに大勢一度にというわけにもいきませんが、徐々に増やしながらか進めていきたいと思っています。

市町村との連携ですが、御存じのようにNPOに関する活動促進の条例があるのは仙台市と石巻市だけです。気仙沼市もまだですよね。ということで、NPOの活動を促進せよといった類の法律もありませんので、まったく自治体の自主性に任せられていることから、県が市町村に何か号令をかけるというのはとてもできないわけですが、今年度は自治体職員に集まっていただき、NPOと地域づくりをどうしていくかということの会議は持ちたいと思っています。

それから、去年から始めたNPOマネジメントセミナーに自治体職員にぜひ来てほしいという声掛けはしているのですが、これも十分なお参加を得られているわけではないので、こちらと同じ場がよいのか別途学びの場を作る必要があるのか考えたいと思います。

山田会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

大久保委員

計画案の説明会の会場3箇所に参加した者として、私が感じたいくつかをお話ししたいと思います。

仙台以外では石巻と古川での開催でしたが、一番求められたことは今おっしゃったような市町村におけるNPOの理解ということだったんですが、それを県との結び役として地方振興事務所に非常に期待されているということです。私たちも前に議論しましたが、地方振興事務所の中にNPO担当部署が、いわゆる法人の縦覧とか閲覧ではない実質的に窓口となるようなところがはっきりされていないということが、結びが弱くなっている一因ではないかという指摘があり、私たちもそのとおりと置いていたんですね。それがローカルですごく見えてきたところです。仙台については、個々に書いてあるとおり8人という寂しい意見聴取の場になってしまったのですが、多くがやはり、一般的な文書での意見が多かったのかもしれないんですが、実際に自分たちが活動していることに当たっての各論の部分の話が結構あったように思えました。それを、全体的に見ると、県庁内の各部署間でのNPO理解というものと情報の共有化につけるのではないかというふうに思いました。

ですので、基本計画についての方向性については皆さんあらかじめ評価しているのではないかと思います。そういった部分的なNPO支援に直接関わるような行政の対応というところが一番変えてほしいというか、具体的な文字としてはそんなに出てきませんが、そこに集中したように感じました。

加藤委員

個別に御意見を出してくださった方に対する直接的なフィードバックはどのようにされるのですか。

菊地NPO活動促進室主任主査

パブリックコメントを実施する際に、御意見をお出しいただいた方一人ひとりに対しては個別には返しませんということにしています。

ただ、せっかくいただいた意見ですので、それに対する県の考え方としては、パブリックコメント上はホームページや各地方振興事務所の情報コーナー等できちんと見れるような形にするということにしています。

加藤委員

公的にはそういうことなんだろうと思うのですが、実際に県の他の計画等で意見を出している人の陰の声を聞くと、結局出しっぱなしで、どこが反映されたかというほんの一部だというような一種の不満が非常に高いのが実態なんですね。このように、基本計画に関わることよりもより具体的に県の態度であるとか連携であるとかということについての要望が多いというのが事実なわけですから、これは一問一答ではなくて、私などはグルーピングをして、こういう意見が多いのだと。これは既に施策に盛り込んでいるけれども実態として薄いからこそこのような意見が多いんですねということ。渡邊次長が最初におっしゃったような文言を付けて、基本的には御意見をくださった方に総論として、こういう意見がこういうふうに多様に出ていてそれに対してこういうふうに我々考えているんですということと、一部なんです。これは変わりますよということ。何かフィードバックした

方が、あとがいいのではないかと。結局意見を出した人が最後にホームページを見ているのかというと、見ていないという方が多いんだらうと思います。その結果、無用な不信感が増えている。なので、一種の御意見をいただいたお礼状と、いただいた意見の全体を俯瞰するような分析、そして県の決意のようなものを示すというようなものがほしいと思います。

山田会長

そうですね。ぜひ、そうしていただければと思います。単に一つ一つ羅列するというよりは、分析して、評価して、総括して、報告するというのをぜひしていただければと思いますので御検討いただきたいと思います。

菊地NPO活動促進室主任主査

今の関係はちょっと検討してみないと分からないのですが、例えばこれは県としての話ですが、パブリックコメントを実施している課は他にもあります。そのパブリックコメントでいただいた意見についての報告を、一方の部署はするけどもう一方はしないということになると、全庁的なパブリックコメントの対応の話にも関わってくると思うので、どのようにするかは検討してみたいと思うのですが、即答はできないかなと思います。

山田会長

ほかの課と同じパブリックコメントへの回答ということではなくて、何か機会をとらえてということ。

ついでに伺いますが、宮城県の中で県が持っている番組はないのですか。

青山NPO活動促進室長

テレビ局とタイアップした県政情報番組があります。

山田会長

ぜひ促進室も一コマいただいてコマーシャルをしていただきたいと思います。

藤田副会長

今の菊地さんの意見なんですけど、私はいいことは率先してやるべきで、みんなとならってということはどういうものかと思うんですね。ですから、ここで今の意見が出たわけですから、自分たちはどう思うかというところをぜひ発表してほしいと思います。他がどうあれ、ここが率先してやるという姿勢がほしいです。

山田会長

私もそう思います。NPO促進室が率先してやるべきことかと思いますが、前向きに御検討いただきたいと思います。

渡邊環境生活部次長

庁内のバランスをとるということはそれなりに意味のある習慣だと思うのですが、そう

なっていることは今菊地が言ったとおりなんですけど、御指摘については私も同感ですので、率先して頑張りたいと思います。

指定管理者制度の導入に関しても、時間もめいっぱいな状態でスタートしようという全庁的な歩みの中で、室はもちろんNPOの皆さんの御協力があるのですが、プラザが第一号という形でスタートすることができましたので、県民の皆さん、そしてNPOとの策定についての意見交換や導入の仕方に関してはモデルを示していくべき部署とも認識しておりますので、努力いたします。

山田会長

ありがとうございます。はい。どうぞ。

鈴木委員

渡邊次長をはじめ、皆さんの御努力に感謝します。やはり、この21世紀の先頭バッターなんですよ。NPOは。ですから、それなりに課題が多いし、問題点もたくさんあるのではないかと思います。苦労されておりますしね。御苦労様です。

石巻に条例制定の先を越されて残念です。これは頑張らないといけませんね。私も反省しているのですが、帰っていったらいくつかあるNPOの代表に一度集まっていたけど、振興センターからも今大久保委員から話がありましたけど誰かに来ていただき、その中で問題点や希望、提言などを聞きながら今後反映したいと思ったりし、やはり推進室みたいなものを各地方自治体にほしいですね。ですから、そのへんも含めて、これはNPOを実際にやっている方々の中でそういう部屋を作れという話があれば作りやすいですよ。そういうことを含めてやってみたいと思います。

この中で、外国人の方々の参加のNPOのとらえ方、それから、時代を担う子供たちがNPOに今後どう関わっていくかということも含めてどのようにお考えなのかをお聞きしたい。公務員の時間外又は休暇をとった場合のNPOの活動についてのとらえ方について教えていただきたいと思います。

それから、指定管理者制度の中で、問題点とすれば、監査の在り方なんですけど、NPOの中に監査はあるのですが、外部監査は誰が行くのかということが明確ではない気がするの、市の直営でやった方がかえって行き届くという面も出てきたりするという場面もなきにしもあらずのようなんです。ですから、そのへんの第三者による評価機関とかいい方法も含めて御指導いただければありがたいと思います。

山田会長

今のに何かありませんか。

青山NPO活動促進室長

外国人もNPOに参加するということについては当然ありうることで、NPO法人制度でも制限はなく、実際に外国人が関わっているNPOもありますし、子どもの健全育成の分野のNPOもどんどん増えて来ていますので、あらゆる年齢層が参加するということでは非常に期待されるのではないかと我々から見ても思います。

確かに地域を構成するすべての方がいろいろな形でNPOに関わるということが、地域

のいろいろな課題を見つけ解決していくためには重要なことだと思います。

二点目の、公務員がNPO活動に参加する場合のことですが、当然勤務時間外であれば自由ですし、報酬をもらわなければ特に制約はありません。勤務時間内であれば年休を取ってもらえないですね。当然職務とNPO活動を厳密に区別してやりなさいということになります。報酬を得る場合は、営利企業等の従事制限という部分で許可が必要となります。役員になる場合でも、報酬を受ける場合には特に問題なく、報酬を受ける場合には先ほどの許可が必要ということで、実際に県職員でもNPO活動に参加し、役員になっている例もいくつかあると思います。

指定管理者に関する監査の話ですが、監査という話は厳密にはないかもしれませんが、当然指定管理を委ねる自治体と指定管理者との間には様々な法律の関係があり、年1回報告を受け、必要に応じてこちらから指導するという関係にあります。

加藤委員

私どもは公的施設の管理を指定管理以前に委託でやっていて、現在仙台市の指定管理なので料金の代理徴収だとかいろいろな許可を出して部屋を貸すなどの裁量を全部行っていますが、基本的には仙台市が年に1回監査部が来て、その業務のすべてにわたってのチェックをまるまる1日かけて行い疑義があれば改善の勧告をするということを私どもは受けています。ですから、そういう仕組み自体をNPOだからやっているのではなくて、他の外郭団体がやろうがどこがやっというがすべての仕組みについて定期的に監査をするという仕組み。それは業務が適性に行われているかどうかということ。単なる担当部署とか出先の裁量で勝手なことができないことは当たり前ですよ。そういった基準を自治体として持っているのですが、すべての自治体でやっているかどうかは分かりません。

木村委員

遅れて申し訳ございませんでした。

今お話を伺って、だいたい結構です。

基本計画の方は見せていただいておりましたが、非常に素晴らしい内容であったと思いますし、これをぜひ推進していただくというのが大前提なんです。パブリックコメントにあったように、地方に住んでいる者にとって、仙台はなかなか近くて遠いところがありまして、以前にも何度も話をしましたが、地方県事務所が我々にとっては一番近く、なおかついろいろな御相談に上がる窓口になっていますので、今後も強くNPO活動を理解していただいて地域のNPOのサポートをしていただければと思っています。

今回、石巻市も合併になり、NPO支援オフィスの方が非常に繁忙になっております。といいますのも、地域の周辺の長と、それから石巻市で取り組んできた部分の格差という変ですが、地方間の考え方の差などが多くて、なかなかまとめきれないでいるんですが、新市の首長ももうすぐ決定しますし、まちづくり計画の中にも少し最重要課題で盛り込んでいただいていますので、なんとか石巻市の方でもなっていくのかなと思っています。ちょっと報告でございました。

山田会長

それではこの基本計画の見直しにつきましては資料3にあります二点。後段の5章につ

きましては、評価のところについて若干御検討いただきとりまとめいただくということで御了解いただけますでしょうか。それではよろしく申し上げます。

次に、二つ目の議事にいきたいと思います。民間非営利活動促進委員会への部会の設置についてということで、事務局から説明をお願いします。

小林NPO活動促進室主査

NPO活動促進室の小林と申します。私から説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

説明の内容を簡単に申し上げますと、促進委員会に下部組織として部会を設けることができるようにさせていただきたいという御相談です。資料4に従って御説明させていただきます。

概要ですが、宮城県の民間非営利活動を促進するための条例により設置されている促進委員会に下記の二つの下部組織、部会を設けることができるように条例の改正を行うこととし、6月の県議会に上程したいという案です。

二つの部会ですが、一つは拠点部会です。現在、要綱に基づき設置している県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業運営委員会、これを拠点委員会と呼びますが、ここの業務を行うために設置する部会。それから、専門部会として、民間非営利活動に関する専門的な事項を検討する際等に設置する部会。この二つの部会を設置したいと考えています。

1の経緯・説明等の(1)拠点部会についてですが、県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業を運営するために、要綱に基づき委員会を設置しています。こちらにつきましては、事業の内容等を昨年度の促進委員会に逐次御報告はさせていただいておりますが、簡単に事業内容を申し上げますと、県が持っている遊休施設をNPOに有償ですが安価に貸し付けることにより、NPO活動を支援するというものです。その事業を進めるために要綱を作り、拠点委員会を設置していますが、資料は付けておりませんがメンバーとしては東北大学大学院の増田教授、せんだい・みやぎNPOセンターの青木委員、東北マンション管理組合連合会の鎌田委員、グループゆうの中村委員、イコールネット仙台の宗方委員の5名の委員により事業を推進していただいているわけです。

どういった事業をやっているかということ、主に事業のスキームに係る検討とか貸付団体の選考といったことをやっていただいております。

これを要綱により設置していたわけですが、平成17年1月4日付で総務部長から出された「附属機関等の設置・運営に関する基本方針の一部改正について」において、外部の有識者等から意見を求めることも諮問の一形態と広く捉え、常設的な運営が成されているものについては条例提案することの方針が示されました。つまり、要綱によって設置しているものを条例に根拠を置きなさいというような方針が県として出されたということです。よって、拠点委員会で現在行っている業務を促進委員会に拠点部会を設けて行うことができるようにしたいというふうに考えたわけです。

これについては、拠点委員会を単独で条例化するというのももちろん考えられるわけですが、先ほど申しましたが、基本方針において、同種、類似又は関連性の強いもの並びに行政の総合性及び効率性を勘案して統合が可能なものは統合するということが示されています。要するに、あまり条例設置の委員会を設置してはいけませんという内容ですが、

そういった方針が示されていますので、単独で条例化はしないということで、促進委員会に部会を設ける形にしたいというふうに考えたわけです。

(2) 専門部会についてですが、促進委員会において検討すべき事項は、今後ますます多様化・専門化することが考えられます。そのような状況に柔軟かつ機動的に対応するために専門部会を設けることができるようにするものということです。

この専門部会は、例えば評価に関する事項とか、促進委員会で専門的に検討すべき事項がある時に本体の委員会を動かすのではなくて、ワーキング的に設置できた方がいいのではないかとということで、このような提案になったということです。

次に改正案ですが、こちらは庁内の法令担当部署と今後協議しますので若干変更されることがあるかと思いますが、まず として、促進委員会に拠点部会及び専門部会を置くことができるという規定にしたいということ。

として、部会委員を任命できる規定とするということですが、こちらは、専門的な知識を有する方を新たに必要とする場合などに、委員会の委員ではなくて部会の委員として任命することができるようにしたいということです。

は、部会に所属する者は促進委員会本体の委員と部会委員から会長の指名する者と規定したいということ。

は、部会の定数は7名以内としたいということ。この7名につきましては、仮置きというか、ワーキング的にはこれくらいの人数で十分なのかなと思ったわけですが、あとで御意見をいただきたいと思います。

は、拠点部会の議決を持って委員会の議決とする旨を規定するというのを考えています。これは、審査・選考はやはり拠点部会の中で決められるようにしておき、いちいち審査・選考の結果を本体の委員会を開催し議決しないと決められないということにはしたくないということからこのような規定にしたいということです。

なお、専門部会につきましてはワーキング的な位置づけで考えていますので、専門部会で検討した事項は本体の委員会で必ず審議し、認めるということにしたいと思います。

下のイメージ図ですが、若干分かりにくいと思いますが、部会は促進委員会の委員だけで構成することもできるし、新たに専門的知識を有している方を部会委員として任命し部会に入れることができるという形を考えています。以上です。

山田会長

ありがとうございました。既にある、県有遊休施設等の有効利用に関わる委員会をこの促進委員会の部会としたらどうかという御提案がありました。これにつきまして皆様から御意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

加藤委員

大きい方向性はいいのではないかと思います。実務的な部分で、改正案の ですが、部会委員を任命できる規定の任命権者は誰でしょうか。知事ですか。それとも会長ですか。

それから、 の「部会委員から会長の指名する者と規定する」と「部会に所属する者」というところで、会長が指名すると部会委員になれるというのがよく分からない。会長が指名しない部会委員もいるのかなというふうに読めますが、これは正確ではないような気がします。

また、拠点部会の議決の件についてさきほど御説明がありました。基本的には他の専門部会についてはそうではないというふうにおっしゃったので、これは拠点部会についてのみなんだと思うのですが、予め促進委員会の方で決議され、委任された事項に関してのみということになるか、あるいは拠点部会のみということをあえてはっきり言って、他はそうでないということがわかるようにするなど厳密に分かるようにすることが必要なのではないかと思います。以上です。

山田会長

三つほど意見がありました。お願いします。

小林NPO活動促進室主査

まず、の任命は知事が行うこととなります。県の附属機関の委員という位置づけになりますので、部会委員の任命は知事が行うということで、これは委員会の委員と同じです。

の部会に所属する者ということについては、確かに分かりにくいと思いますが、部会に所属する者は部会委員として任命された方は当然実務上入ることになりますが、さらに促進委員会の本体の方から、例えば委員は部会にも入ってくださいというように会長が指名するという形にしたいということでこのような規定にしたいということです。

加藤委員

日本語が変では。部会の委員と促進委員会本体の委員から会長が指名する者ということですよ。

青山NPO活動促進室長

部会だけに所属する者として知事が任命した委員と、促進委員会本体から会長が指名した者とで構成すると。

加藤委員

そうならば分かりますね。

小林NPO活動促進室主査

私の中では同じ意味に聞こえますが。

神田NPO活動促進室活動促進班長

部会だけに所属する人、それから、促進委員会と部会の両方に所属する人の二つのパターンがあるんです。部会だけに所属する人はまだ知事から任命されていません。そこで、まず知事から任命を受ける。それから、会長からさらに指名を受ける。促進委員会の委員はもう知事から任命を受けています。その人は会長からだけ指名されれば部会委員として所属できるという二つの流れとして記載したつもりなんです。

加藤委員

理解しにくい。

小林NPO活動促進室主査

山田会長にも御所属いただいている行政評価委員会もこのような規定でやっておりまして、部会委員，それから委員ということで，部会委員は任命したあと会長から指名するという，運用上二重の形になっているということで，そちらの例にならって。

加藤委員

二重でもいいが，日本語がそうは読めない。

小林NPO活動促進室主査

申し訳ございません。こちらの方は庁内の法令担当部署に見ていただき，きちんとした文章に直って条例化されるということになっていきますので，こちらの資料的な文章は力不足で申し訳ございませんでした。

それから と ですが，拠点部会の議決を以て委員会の議決とする旨というものは，やはり議決事項となりますと，条例の中でこういった事項を議決事項にできるのかということの規定していく必要があるだろうということで，こういった形になるかは法令担当部署と協議をして決めていくということです。

加藤委員

本委員会の議決になるのは，拠点部会におけるある特定の議決についてですよ。

小林NPO活動促進室主査

特定の議決であればそのことを条例の中に謳うことになるわけですが，今のところの案としてはこのままの書き方で条例を規定するとすると拠点部会のあらゆる議決ということになってしまいますので，それではおかしいということであれば検討してなおしたいと思います。

櫻井委員

今の議論を聞いていてますます分からなくなってきたのですが，ワーキングということで議論の効率化を図り，少し専門的な事項については集中的に議論しようという基本的な方向はいいと思うのですが，促進委員会の存在がどうなってしまうのかなど。要するに，あらゆる部会委員というのは外部からの人間も含んで構成していいわけですよ。そうすると，例えば，この部会の設置はこういうことを検討してほしいので促進委員会としてこの部会に動いてほしいということになると，促進委員会の主体性はどこに行ってしまうのかなど。ここは重要な県民参加というか市民参加の場で，促進委員会は十分そういう意義を持っているんだと思いますが，見たこともない人が突然現れてきて，その人が原案を作ってそれがここに提示されると，この委員会の権限というか，この委員はどうなってしまうのかということが気になるんです。拠点部会については理解できます。拠点委員会に代わって促進委員会の中にこういうものを作るというのは分かりやすいのですが，もろもろ外部の人間も含んでいいとなると，そこが出してきた原案の承認機関になってしまうと

我々の参加の意味がどうなってしまうのかということが気になります。最初はいいと思って聞いていたのですが、ちょっと分かりにくいのですがいかがでしょうか。

山田会長

そうですね。この5の内容だと承認もなく、報告を受けるだけになりますよね。

小林NPO活動促進室主査

まずは拠点部会の議決だけで、専門部会には議決権はなく、必ず促進委員会で議決するという形をとるように規定したいということです。

それから、櫻井委員の御懸念なされていることですが、どういったことを想定しているかということですが、促進委員会の議論の中でもうちょっと専門的な知識を必要とする方を招集し、部会を構成して検討した方がいいという意見が出た場合にも対応できるように、専門部会を考えてみましたということで、勝手に県が各委員の御了解を得ずに部会を設置するというのはあり得ないというふうにお考えいただきたいと思います。

櫻井委員

それであれば、今の言葉をそのまま入れてほしいんです。促進委員会が必要とするものについて部会を構成し審議をお願いするという一文が入っていないと、まずいのではないかという気がします。

山田会長

そうですね。それと、拠点部会に対する特別の処置があるわけですね。それもやはりどのように限定されるのかということをごどこかで書いておいた方がいいですね。

小林NPO活動促進室主査

はい。条例や規則、要綱などいろいろなレベルがありますが、そういう規定をどのレベルで謳うべきかということについては法令担当部門と検討させていただきますが、確実にそういうことが用意できるようにしたいと思います。

山田会長

そのへんの整理をきちんとしていただければと思います。

ほかにはいかがですか。

大久保委員

拠点部会について確認したいのですが、これは長期にというか、実際に促進委員会が年度から始まって2年という計画の中で行われていますが、拠点部会の方々もそのようなサイクルによってこのあと継続的に開催されていくのか。拠点部会のこれまでの開催状況の情報がないのでよく理解できないのですが、少なくともプロジェクトMの選考をされたということだけは分かるのですが、それ以外について実際に委員会がどのように運営されているのかの情報をいただければと思います。

小林NPO活動促進室主査

昨年度は審査会も含めて4回開催し、今年度は5回の開催を予定しています。

最初検討した時に、促進委員会本体の方で拠点部会のことを検討していただくかなと思いましたが、4・5回の開催を促進委員会でやっていただくというのはなかなかお忙しい皆さんのお時間をいただくという点では非常に大変だろうということで別に立ち上げることとしたという経緯がございます。

それで、今年度は部会を5回開催させていただくのですが、その後どうなるのかということですが、スキーム自体は出来上がってしまいますので、選考委員会と事業の評価のための委員会として2回、もしかしたら1回というレベルになってしまうかもしれません。ということで、今後の御相談にしようと考えていたのですが、もしかしたら部会委員は今年度だけにし、来年度以降は促進委員会の本体からお選びいただいた委員で構成する部会も考えられるのかなということで、いろいろまだ拠点委員会にも御相談していない部分でしたので、そういった可能性も含め今後検討していきたいと思えます。

山田会長

後段の方は若干この規定を見直す時に関わってくるところがありそうですね。

小林NPO活動促進室主査

そういったことも含めて対応できるような規定にしたいと。別な意味で言えば曖昧になってしまうかもしれませんが、いろんな状況に対応できるような規定ということで。当然、条例はあまり変えるものではないと思えますので、そういったところにも対応できるような規定にしていきたいと思っています。

渡邊環境生活部次長

県有遊休施設の運用に関する委員会の委員は、ある程度知見を持った方たち、専門性を基準として選考させていただきました。宮城県のNPOの活動促進全体をお考えいただく促進委員会の委員とは役割が少し違うということで、全く重ねるということは方向性としていかがかなと思っております。

促進委員は兼ねずに、部会委員だけをお願いする可能性が高いというふうに考えております。部会委員は促進委員会の委員とまったく重ねるべきだという御意見が強いようでしたら、その方向で考え方を修正したいと思えますが、いかがでしょうか。

山田会長

いかがでしょうか。特に今、皆様からは、この中から出すべきだというお話は出ていないと思えますが、なるべく専門の知見を持たれている方を幅広くキャッチできる方が我々にもプラスになると思えますが、それについてはよろしいですか。特に御異論はないと思えます。

ただ、ルールを少し整理していただきたいというのが皆様の御発言だと思えますが。

青山NPO活動促進室長

確かに議決という話がありますが、これまでも話したように拠点づくり事業の実施状況

等についてはきめ細かに促進委員会には御報告差し上げて御意見をいただきたいと思えますので、引き続きよろしく申し上げます。両委員が乖離することのないように気を付けてまいりたいと事務局としては思います。

山田会長

ちょっとまとめてみますが、間違っていたら教えていただきたいのですが、NPOの促進に関わることにあまりたくさん委員会があっても問題が起きるので、そういった意味ではこの促進委員会の中に部会を設けるという方向はいいだろうと。当面、今考えられることは、専門部会と拠点部会で、拠点部会はこれまでの経緯もあって、議決の問題や委員構成の点で若干特殊性を持っているということ。その拠点部会と専門部会とが整理されるような形で条例の修正案をお作りいただくということでよろしいでしょうか。

ほかに何かありましたら、付け加えるなどしていただきたいと思えますが、その方向で御検討いただきたいと思えます。よろしいですね。ありがとうございます。

議事は2件ですので、私の役目はこれでよろしいですね。どうもありがとうございました。

伊藤NPO活動促進室副参事兼室長補佐

続きまして、次第の4のその他に移ります。事務局から説明します。

神田NPO活動促進室活動促進班長

それでは、三点ほど報告させていただきます。

資料の5を御覧いただきたいのですが、NPOサポートローン事業ということで、前回概要をお示ししましたが正式に決定しましたので御報告させていただきます。

これにつきましては17年度の新規事業ということで、東北ろうきん宮城県本部と提携して実施するというので、融資の内容につきましては資料記載のとおり、融資対象、資金の使途、融資額、融資枠、返済期間、金利等々につきましては資料に記載のとおりです。今日現在、まだ正式な申込等々はございませんが、これについては資金の性格が補助金、委託金、それぞれ公的資金の交付が決定された資金に対してつなぎの融資をするという融資の性格上、その点までの事務が進んでいないのかなというような感じで考えています。NPO活動促進室としましては、当然県のホームページにも掲載していますし、新聞等への投げ込み、直接対象となるNPO法人あてにはがきにより、このような融資制度があるということを全法人に通知しています。このような形で周知を図っていき、一件でも多く利用が図られるよう促進していきたいと思っています。

次に、資料6を御覧ください。NPO夢ファンドですが、これは継続事業ですので事業の内容については省略させていただき、裏面のファンドの公開コンペの結果について御報告いたします。

これについては2月28日で申込を締め切りましたステップアップ支援プログラムに対する公開コンペについて、4月9日にみやぎNPOプラザで開催し、支援団体を決定しています。これにつきましては10団体の応募があり、書面審査で4団体に絞り、最終的に1団体に決定したところです。事業名は、移動サービス支援センター運営及び管理システムの開発ということで、助成団体は移動サービスネットワークみやぎということで100

万円の支援額を決定したところです。

残りの2プログラムにつきましては、今日が申込の締め切りですので、今後、来月14日と15日の二日にかけて支援団体を決定していきたいと思えます。

それから夢ファンドの事業ですが、ロゴマークについて全国から募集し、31点の応募がありました。これについては、それぞれ関係NPO等の投票、ファンドの審査会委員の投票により決定しようということで、5月13日まで投票箱を設置し、来月開催されるファンドの審査会で決定したいと思っています。このロゴマークにつきましては、それぞれ助成団体が実施する事業のフレットなどに積極的に掲載していただくなどの利活用を考えています。

続きまして三点目ですが、これにつきましては資料はございません。協働マニュアルについてですが、平成17年3月に協働マニュアルを作成して委員の皆様には事前に配付していますし、各市町村にも送付して活用をお願いしています。

なお、これにつきましてはただ送付するだけでなく、先ほど渡邊次長からもありました研修等のいろいろな場面で活用し、その内容の推進を図っていききたいと思えます。

報告事項につきましては以上です。

伊藤NPO活動促進室副参事兼室長補佐

ただいまの報告事項について何か御質問があればお伺いします。よろしいでしょうか。では、最後に青山室長からお話がございます。

青山NPO活動促進室長

個人的な話なので、本来すべて終わってからのしよと思っていたのですが、私は実は4月27日付けでNPO活動促進室長の職を退任することになりました。皆さんには本当に大変お世話になりました。

私は平成15年4月にNPO活動促進室長を拝命し、2年あまりやってまいりました。特に促進委員会の皆様には、基本計画の見直しやみやぎNPOプラザの指定管理者の導入で非常に回数も多く、密度の濃い議論をお願いして御苦勞をかけ、申し訳ない気持ちと感謝の気持ちでいっぱいです。特にこういう場に出ると、自分の無力さを確認すると共に、本当に行政というものは、県民・市民、NPOの方々の付託によって運営されているというのが、特に私は国からきてますので国との違いということで分かったのですが、感じる事ができ、大変ためになったというか貴重な機会でございました。

時期的には非常に中途半端で、基本計画も終わっていませんので、この時期に人が変わるの申し訳ありませんが人事でございますので御容赦いただきたいと思えます。

宮城県はNPO活動先進県とか花盛りとか言われてきましたが、本当に促進委員会の委員の皆様、自分から比べると何千倍、何億倍のパワーとエネルギーを持っていらっしゃる皆様がNPO活動の促進施策を支えてくださるということは今後期待しまして、熱いままなざしで宮城県を見ておりますし、国に戻りましてここで直接皆さんからお聞きした市民の声を忘れずに仕事をしていこうと思えますので、引き続き御指導のほどをよろしく願います。

本当にお世話になりました。どうもありがとうございました。

伊藤 N P O 活動促進室副参事兼室長補佐
順番が逆になり申し訳ありませんでした。
では次に、次回の日程についてお願いします。

菊地 N P O 活動促進室主任主査
次回の促進委員会の日程について調整したいと思います。

次回ですが、今日の第 5 章に関する御意見を踏まえ最終的に基本計画の見直し案を確定したいと思いますが、日程として、5 月 3 0 日の週で開催したいと考えています。

5 月 3 0 日は月曜日ですが、この日の午前・午後、3 1 日はできれば午前中、6 月 3 日の午前中ということで、山田会長と調整させていただいておりましたが、皆さんの御都合はいかがでしょうか。

たとえば今の週の中で御都合が悪い日はどうですか。3 0 日の午前はどうでしょうか。

では、予定として 5 月 3 0 日の午前 1 0 時から正午までの 2 時間を予定したいと思います。ありがとうございました。

伊藤 N P O 活動促進室副参事兼室長補佐

その他、皆様から何かありませんか。

それでは、以上をもちまして、本日の民間非営利活動促進委員会を終了します。ありがとうございました。